

選 奨 規 程

(昭和 33 年 10 月 7 日改正)	(昭和 35 年 10 月 21 日一部改正)
(昭和 36 年 3 月 29 日一部改正)	(昭和 38 年 11 月 22 日一部改正)
(昭和 39 年 10 月 28 日一部改正)	(昭和 42 年 3 月 24 日一部改正)
(昭和 46 年 9 月 22 日一部改正)	(昭和 46 年 10 月 27 日一部改正)
(昭和 50 年 11 月 17 日一部改正)	(昭和 51 年 3 月 24 日一部改正)
(昭和 51 年 10 月 19 日一部改正)	(昭和 53 年 11 月 27 日一部改正)
(昭和 54 年 9 月 26 日一部改正)	(昭和 57 年 10 月 25 日一部改正)
(昭和 59 年 7 月 23 日一部改正)	(昭和 59 年 10 月 22 日一部改正)
(昭和 60 年 2 月 18 日一部改正)	(昭和 60 年 9 月 24 日一部改正)
(昭和 60 年 10 月 21 日一部改正)	(昭和 62 年 4 月 22 日一部改正)
(昭和 62 年 9 月 28 日一部改正)	(平成元年 7 月 24 日一部改正)
(平成元年 9 月 25 日一部改正)	(平成 3 年 4 月 23 日一部改正)
(平成 3 年 9 月 24 日一部改正)	(平成 6 年 12 月 19 日一部改正)
(平成 7 年 7 月 24 日一部改正)	(平成 7 年 11 月 20 日一部改正)
(平成 8 年 4 月 18 日一部改正)	(平成 9 年 10 月 16 日一部改正)
(平成 9 年 12 月 15 日一部改正)	(平成 11 年 9 月 27 日一部改正)
(平成 12 年 7 月 24 日一部改正)	(平成 13 年 5 月 30 日一部改正)
(平成 14 年 10 月 24 日一部改正)	(平成 17 年 2 月 21 日一部改正)
(平成 17 年 5 月 16 日一部改正)	(平成 20 年 2 月 18 日一部改正)
(平成 21 年 5 月 18 日一部改正)	(平成 21 年 9 月 9 日一部改正)
(平成 23 年 5 月 23 日一部改正)	(平成 26 年 7 月 22 日一部改正)
(平成 26 年 9 月 16 日一部改正)	(平成 27 年 4 月 20 日一部改正)
(平成 27 年 9 月 29 日一部改正)	(平成 27 年 12 月 15 日一部改正)
(平成 28 年 2 月 16 日一部改正)	(平成 28 年 5 月 17 日改正)
(平成 28 年 7 月 19 日改正)	(2018 年 2 月 19 日改正)
(2019 年 4 月 15 日改正)	

第 1 章 総 則

第 1 条 本会定款第 4 条ホ号及びへ号に基づく電子工学及び情報通信に関する学術又は関連事業に関し、業績ある者の表彰又は奨励(以下選奨と略称する)は、規則第 11 章によるほか、この規程により行う。

第 2 条 選奨の種類は、規則第 11 章により理事会が事案ごとに個別に定める場合を除き、次のとおりとする。

- イ. 功 績 賞
- ロ. 業 績 賞
- ハ. 論 文 賞
- ニ. 最優秀論文賞
- ホ. 末松安晴賞
- ヘ. 学術奨励賞
- ト. 教育優秀賞
- チ. 教育功労賞

第 3 条 前条の各選奨の候補者又は候補を調査選定するため、本会に各選奨ごとに選定委員会を設け、それぞれの委員会に委員長をおく。

第 4 条 各選奨の受賞者は、前条の委員会委員長の報告に基づき、理事会の決議により決定する。

第 5 条 各選奨の賞状等は、定時社員総会その他適当な機会において贈呈する。

第 6 条 前条の贈呈を行った時は、受賞者の氏名、業績の内容等を本会 Web ページ、会誌等にすみや

かに発表する。

第2章 功 績 賞

第7条 功績賞は、本会規則第47条による表彰で、電子工学及び情報通信に関する学術又は関連事業に対し特別の功労がありその功績が顕著であって功績賞を受けたことのない者のうちから、原則として毎年5名以内を選定して贈呈する。

第8条 功績賞は、賞状及び賞牌とする。

第3章 業 績 賞

第9条 業績賞は、本会規則第47条による表彰で、次の各号に該当する業績のうちから、イ号、ロ号について毎年約3件、ハ号について2件以内を選定し、その貢献者に贈呈する。

ただし、受賞者は1件につきイ号、ロ号については3名以内、ハ号については原則1名とする。

- イ. 電子工学及び情報通信に関する新しい発明、理論、実験、手法などの基礎的研究で、その成果の学問分野への貢献が明確であるもの。
- ロ. 電子工学及び情報通信に関する新しい機器、又は方式の開発、改良、国際標準化で、その効果が顕著であり、近年その業績が明確になったもの。
- ハ. 電子工学及び情報通信並びに関連する分野において長年に亘る教育の質向上に資する教育施策の遂行、教育の実践（教育法、教材等の開発を含む）、著述及びその普及を通じて、人材育成への貢献が明確になったもの。

第10条 業績賞は、賞状、賞牌とする。

第4章 論 文 賞

第11条 論文賞は、本会規則第48条による表彰で、本会論文誌に発表された論文のうち特に優秀なものを選び、その著者に贈呈する。

第12条 表彰する論文は、各ソサイエティに対応する論文誌に掲載された論文からソサイエティごと（理事会で複数ソサイエティでの共同運営が認められている場合は、当該ソサイエティ共同運営ごと）に毎年各3編とする。なお、編数は選定状況により変更することができる。

第13条 選定の対象となる論文は、表彰の時期の前々年の10月から前年の9月までの間に発表されたものであることを要する。

第14条 表彰する論文が共著の場合は、著者全員を表彰する。

第15条 論文賞は、同一著者に重ねて授賞しても差し支えない。

第16条 論文賞は、賞状、賞牌及び賞金とする。

- 2. 賞金は、論文1編につき50,000円とする。

第5章 最優秀論文賞

第17条 最優秀論文賞は、本会論文誌に発表された論文のうち最も優秀な論文1編を選び、その著者に贈呈するものとする。

第18条 選定は、前第4章の論文賞受賞候補に選ばれた論文中より行うものとする。

第19条 本賞は、賞状とする。

第6章 末松安晴賞

第20条 末松安晴賞は、本会規則第47条による表彰で、電子情報通信分野において、学術、技術、標準化などにおいて特に顕著な貢献が認められ、今後の進歩・発展が期待される、次の各号の全てに該当する者から3名以内を選び、贈呈する。

イ. 推薦された年の12月31日において40歳の誕生日を迎えていない者であること。

ロ. 過去に本賞を受賞したことがない者であること。

2. 複数の場合は、1名は学術界から、もう1名は産業界から選ぶものとし、3名の場合のもう1名はいずれからでもよいものとする。

第21条 候補者は、公募推薦によるものとし、自薦は認めない。

2. 推薦者は正員2名とし、うち少なくとも1名は被推薦者と異なる機関に属するものであること。

第22条 末松安晴賞は、賞状及び賞金とする。

2. 賞金は、1名につき100,000円とする。

第7章 学術奨励賞

第23条 学術奨励賞は、本会規則第49条による表彰で、電子工学及び情報通信に関する学問、技術の奨励のため、有為と認められる新進の科学者又は技術者に贈呈する。

第24条 この奨励賞の受賞者は、総合大会及びソサイエティ大会において優秀な論文を発表した者で、次の各号の全てに該当する者から選定する。

イ. 当該大会の開催年の12月31日において33歳の誕生日を迎えていない者であること。

ロ. 大会参加申込の際、講演者として登録かつ講演を行った者であること。

但し、災害等により大会が開催されず講演が行えなかった場合は、学術奨励賞委員会及び選奨委員会の合議により選定対象とすることができる。

ハ. 本奨励賞を受けたことのない者であること。

第25条 総合大会及び各ソサイエティ大会のシンポジウムにおける発表論文は講演論文と同等と見なす。

第26条 第24条の選定は、毎年1回当該年の大会(総合、各ソサイエティ)終了後速やかに行う。

第27条 この奨励賞の受賞者数は、当該年のプログラム編成委員会で分類した、各ソサイエティ(理事会で複数ソサイエティでの共同運営が認められている場合は、当該ソサイエティ共同運営として)の発表論文件数の1.5%を四捨五入した件数を上限として選定する。

第28条 この奨励賞は、賞状及び賞金とする。

2. 賞金は、1名につき20,000円とする。

第8章 教育優秀賞

第29条 教育優秀賞は、本会規則第47条による表彰で、電子工学及び情報通信並びに関連分野における教育実践(学会、教育機関、企業等での教育の実践)において顕著な成果を挙げ、当該分野の教育の発展に寄与した個人を毎年3名以内を選び、贈呈する。

第30条 選定の対象となる成果は、公募推薦によるものとし、自薦を認めない。

2. 推薦者は正員とする。

3. 選定の対象は、過去10年間に挙げた成果とする。

4. 選定の対象となる成果がグループによるものである場合は、成果に最も寄与した個人を表彰する。

5. 教育優秀賞は、同一成果に対して重ねて授与しない。

第31条 教育優秀賞は、賞状、賞牌とする。

第9章 教育 功 勞 賞

第32条 教育功勞賞は、本会規則第47条による表彰で、本会の教育に関わる組織活動において特に大きな功勞が認められた個人を毎年10名以内を選び、贈呈する。

第33条 選定の対象者は、当該組織活動の母体となる本会組織の長から推薦を受けたものとする。

2. 選定の対象となる功勞は、原則として継続し3年以上に及ぶものとする。

3. 教育功勞賞は、同一組織活動に対して同一個人に重ねて授与しない。

第34条 教育功勞賞は、賞状とする。

第10章 各選奨の選定委員会

第35条 第3条による理事会所掌の各選奨の選定委員会は、功績賞委員会、業績賞委員会、論文賞委員会、末松安晴賞委員会、学術奨励賞委員会及び教育賞委員会の6委員会とし、各ソサイエティの各選奨の選定委員会は論文賞選定委員会と学術奨励賞選定委員会の2委員会とする。各ソサイエティ選定委員会の設置、並びに本規程に規定されていない事項については、別に定める選定手続による。

2. 功績賞委員会と業績賞委員会、並びに論文賞委員会と学術奨励賞委員会はそれぞれ合同することができる。功績賞委員会及び業績賞委員会は毎年10月に、論文賞委員会、学術奨励賞委員会及び教育賞委員会は当該年度の定時社員総会終了後設置する。

3. 末松安晴賞委員会は、選奨委員会が兼ねる。ただし、末松安晴賞委員会としての毎年の活動開始は毎年10月からとし、活動終了は第44条による。

4. 功績賞委員会は、功績賞受賞候補者を選定する。

5. 業績賞委員会は、業績賞受賞候補を選定する。

6. 論文賞委員会は、各ソサイエティにおいて選定された論文賞受賞候補論文の承認、並びに最優秀論文賞受賞候補論文の選定を行う。

6. 2 各ソサイエティの論文賞選定委員会は、論文賞受賞候補論文の選定をし、論文賞委員会に報告する。

7. 末松安晴賞委員会は、末松安晴賞受賞候補者を選定する。

8. 学術奨励賞委員会は、各ソサイエティにおいて選定された学術奨励賞受賞候補者の承認、並びに各ソサイエティ間の受賞候補者数等の調整を行う。

8. 2 各ソサイエティの学術奨励賞選定委員会は、学術奨励賞受賞候補者の選定をし、学術奨励賞委員会に報告する。

9. 教育賞委員会は、教育優秀賞受賞候補者の選定、並びに教育功勞賞受賞候補者の選定・調整を行う。

第36条 前条の各委員会の委員長は、原則として次のとおりとする。

イ. 功績賞委員会、業績賞委員会 後任副会長（学術強化担当）

ロ. 論文賞委員会、学術奨励賞委員会 後任総務理事

ハ. 末松安晴賞委員会 選奨委員会委員長

ニ. 教育賞委員会 サービス委員会委員長

2. 委員長は、委員会を招集し会務を総理する。

3. 功績賞委員会、業績賞委員会には副委員長を置き、前任副会長（学術強化担当）がこれを務めるものとし、委員長が欠けた時又は委員長に事故があるときは、委員会を招集し会務を総理する。

第37条 第35条の各委員会（末松安晴賞委員会を除く）の委員は、委員長の推薦により、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第38条 第35条の各委員会（末松安晴賞委員会を除く）にそれぞれ幹事若干名をおく。

2. 幹事は、委員のうちから委員長が選任する。

3. 幹事は、委員長の指揮をうけ、委員会の会務を処理する。

4. 委員長が欠けた時又は委員長に事故があるとき、あるいは副委員長が置かれている場合において委員長及び副委員長が共に欠けた時又は事故があるときは、幹事が委員会を招集し会務を総理す

る。

第 39 条 功績賞委員会及び業績賞委員会は、委員長、副委員長、総務理事 2 名、各ソサイエティから 2 名ずつ選出された 8 名の委員を加えた計 12 名で組織する。また、このほかに候補（者）の推薦と投票権のみを行使する投票委員を置く

2. 委員所属機関の偏りを回避するため、各ソサイエティからの委員の選出方法を以下とする。
 - イ. 各ソサイエティは、原則、役職による委員（委員長、総務理事）の所属機関以外であって、互いに異なる所属機関の委員候補 3 名を選出し、優先順位を付与して委員長に提出する。
 - ロ. 委員長は、同一機関からの委員の重複を可能な範囲で避ける調整を行い、各ソサイエティからの 2 名の候補者を選定する。
3. 投票委員は、委員長あるいは副委員長以外の副会長、会計理事、編集理事、企画理事、調査理事、編集長、企画戦略室長、規格調査会委員長、各ソサイエティ会長、各次期ソサイエティ会長のほか、各専門分野から選出した 40 名以内とする。

第 40 条 論文賞委員会及び学術奨励賞委員会は、委員長、前任総務理事、編集長、編集理事 2 名、各ソサイエティ論文賞選定委員会委員長 4 名、各ソサイエティ学術奨励賞選定委員会委員長 4 名の計 13 名の審議委員で組織する。また、このほか、最優秀論文賞選定のための投票権のみを行使する投票委員を置く。

2. 投票委員は、以下の者とする。
 - イ. 編集特別幹事、和文論文誌編集委員長、英文論文誌編集委員長、同副委員長、同幹事
 - ロ. 前号の退任後 3 年までの者
 - ハ. 編集理事及び各ソサイエティ論文賞選定委員会委員長の退任後 3 年までの者
3. 最優秀論文賞の投票は、審議委員と投票委員が投票権を有する。ただし、投票権は 1 人 1 票とする。また、各ソサイエティ学術奨励賞選定委員会委員長を除く。

第 41 条 教育賞委員会は、委員長、アクレディテーション委員会委員長、教科書委員会委員長のほか、委員長が選任した委員を加え、10 名以内の審議委員で組織する。

第 42 条 選定委員会における各選奨の候補者及び候補の選定は、別に定める選定手続により行う。

2. 選定委員会の決議は、別に定めがある場合を除き、委員（委員長、副委員長、幹事を含む）のうち決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
3. 各ソサイエティ選定委員会のそれぞれの選定手続については、各ソサイエティ会長が定める。

第 43 条 委員長は、前条第 1 項の手続による各選奨の候補者又は候補の選定結果を理事会に諮る。

第 44 条 委員会は、第 4 条の決議をもって解散する。

第 11 章 資 金

第 45 条 功績賞、業績賞、論文賞、末松安晴賞、学術奨励賞、教育優秀賞、及び教育功労賞の贈呈のために要する経費は、実施事業会計の選奨事業費とする。

2. 最優秀論文賞の贈呈のために要する経費は、実施事業会計の選奨事業費とする。

第 12 章 補 則

第 46 条 この規程及び第 35 条による選定手続を変更する場合は、理事会の決議を経ることを要する。

第 47 条 第 35 条、第 39 条、第 40 条及び第 42 条のソサイエティに関する規定は、複数ソサイエティでの共同運営が理事会で認められている場合は、当該ソサイエティ共同運営について適用される。

2. 前項の場合、ソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長に関する規定は、共同運営を行う複数ソサイエティのうち、理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティのソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長に適用される。

- 付 則 この規程の変更は、平成 23 年 3 月 14 日(2011 総合大会)から適用する。
- 付 則 この規程の改正は、平成 24 年 7 月 23 日から適用する。
- 付 則 平成 26 年 7 月 22 日の改正は、同日から適用する。
- 附 則 平成 26 年 9 月 16 日の改正は、同日から適用する。
- 附 則 平成 27 年 4 月 20 日の改正は、同日から適用する。
- 附 則 平成 27 年 9 月 29 日の改正は、改正日から適用する。
- 附 則 平成 27 年 12 月 15 日の改正は、改正日から適用する。
- 附 則 平成 28 年 2 月 16 日の改正は、改正日から適用する。
- 附 則 平成 28 年 5 月 17 日の改正は、改正日から適用する。
- 附 則 平成 28 年 7 月 19 日の改正は、改正日から適用する。
- 附 則 2018 年 2 月 19 日の改正 (最優秀論文賞に関する改正) は、2018 年度最優秀論文賞の選定から適用する。
- 附 則 2019 年 4 月 15 日の改正は、2019 年度の各賞の選定から適用する。

(付 記)

従来、選奨のため本会に寄付された奨学資金、奨励金は次のとおりである。

イ. 浦田博士記念奨学資金	大正 9 年 11 月
ロ. 青山博士記念奨学資金	大正 13 年 9 月
ハ. 鳥潟博士記念奨学資金	大正 14 年 5 月
ニ. 鈴木寿伝次記念奨学資金	昭和 11 年 1 月
ホ. 秋山・志田記念奨学資金	昭和 15 年 1 月
ヘ. 稲田三之助記念奨学資金	昭和 28 年 10 月
稲田三之助伝記刊行からの寄金	
ト. 岡部記念奨学資金	昭和 32 年 6 月
チ. 米澤記念学術奨励賞資金	昭和 42 年 5 月
リ. 米澤ファウンダーズ・メダル受賞記念特別賞資金	昭和 57 年 6 月
ス. 小林記念特別賞資金	昭和 59 年 6 月
ル. 篠原記念学術奨励賞資金	昭和 59 年 11 月
ヲ. 猪瀬賞資金	平成 6 年 7 月
ワ. 森田賞資金	平成 7 年 9 月
カ. 喜安善市賞資金	平成 20 年 10 月
キ. 末松安晴賞資金	平成 26 年 7 月